埼玉県歯科衛生士養成所指導要領

別紙

別紙

別添２

|  |  |
| --- | --- |
| （１ 機械器具等）□ 高圧滅菌器□乾熱滅菌器□血圧計□冷凍冷蔵庫□ユニット（歯科用吸引器を含む。）□電気エンジン（ユニットとは別途）□歯科用タービン□超音波歯石除去器□超音波洗浄器□紫外線器具保管箱□歯科用エックス線装置□エックス線フィルム自動現像器□歯科用シャーカステン□ファントーム□酸素吸入器□口腔外科処置用器具一式□矯正処置用器具一式□補綴処置用器具一式□保存処置用器具一式（歯髄診断器・電気的根長測定□器・電動式アマルガム練和器等を含む）□予防処置器具一式（各種フッ化物塗布器等を含む）□歯科保健指導器具（顕微鏡・う蝕活動性試験装置等）（２ 標本及び模型）□人体骨格模型□人体解剖模型□頭蓋骨模型□歯牙着脱顎模型（乳歯列及び永久歯列用）□歯列発育顎模型□歯科保健指導器具（歯磨指導用顎模型・病態図、模型等）□救急蘇生法実習モデル | 品名 |
| 一以上一以上学生数の五分の一以上一以上学生数の五分の一以上学生数の五分の一以上二以上学生数の五分の一以上一以上適当数一以上一以上一以上学生数一以上一以上一以上一以上一以上一以上学生数の五分の一以上一以上一以上一以上学生数の二分の一以上適当数学生数の五分の一以上一以上 | 数量 |

|  |  |
| --- | --- |
| （３その他）□プロジェクター□ＶＴＲ装置一式（ビデオテープレコーダー・モニター装置・カメラを含む。）□口腔内撮影用カメラ（付属品も含む。） | 品名 |
| 適当数一以上一以上（注）学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。 | 数量 |

|  |  |
| --- | --- |
| □ユニット（歯科用タービン・歯科用吸引器を含む。）□歯科用エックス線装置□パノラマエックス線撮影装置□超音波歯石除去器□フッ化物塗布器具□超音波洗浄器□高圧滅菌器□紫外線器具保管箱□歯科保健指導器具（顕微鏡・歯磨指導用顎模型・病態図、模型等）□学生用ロッカー | 品名 |
| 三台以上であって学生数の二分の一以上一以上一以上一以上適当数一以上一以上適当数適当数学生数（注）学生数とは、同時に実習を行う学生の数をいう。 | 数量 |

別添３